

一般社団法人日本損害保険協会北海道支部委員会との 「自転車の安全利用の促進に関する連携協定」の締結式

令和3年3月16日（火）、北海道と一般社団法人日本損害保険協会北海道支部委員会は、相互に連携し、自転車の安全利用の取組を促進することを目的とした連携協定を締結しました。

○連携事項

- (1) 北海道自転車条例の周知等に関すること
- (2) 自転車損害賠償責任保険等の情報提供及び加入の促進に関すること
- (3) 自転車の安全利用にかかる交通安全教育の取組に関すること
- (4) その他交通安全全般に関すること

<協定締結式の様子>



(北委員長)

(築地原環境生活部長)



協定書への署名

